

昭和大学学術業績リポジトリに関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、昭和大学学術業績リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 リポジトリは、昭和大学(以下「本学」という。) の教育研究成果・活動(以下「学術業績」という。) を電子的形態で収集・蓄積し、それをインターネット上に公表することにより、本学の学術業績の発展に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において学術業績とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術雑誌論文
- (2) 著書
- (3) 訳書
- (4) 学位論文
- (5) 研究報告書
- (6) 学会発表・研究会報告
- (7) 第1号から第6号以外で学長が認めたもの

(委 員 会)

第4条 リポジトリの円滑な管理・運営を図るために、昭和大学学術業績リポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める「昭和大学学術業績リポジトリ運営委員会規則」による。

(活用方法)

第5条 リポジトリに登録された学術業績はホームページでの公表の他に、次の各号に活用する。

- (1) 昭和大学研究業績年報
- (2) 監督官庁等から提出を求められる研究業績資料
- (3) 昭和大学教育職員の任期制再任審査における研究業績の客観的資料
- (4) その他学長が必要と認めたもの

(学術業績のメタデータ登録)

第6条 本学に在籍している者は、原則として全ての学術業績のメタデータをリポジトリに登録しなければならない。

2 この規程の施行以前に昭和大学研究情報データベース等で公表された学術業績のメタデータは、リポジトリに集約する。

3 本学の学位論文 及び 学内発行雑誌論文のメタデータは図書館が登録する。

(学術業績の全文公表)

第7条 学術業績について、リポジトリにその全文を公表することができる。

2 全文公表する学術業績は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として公表する者が自ら作成に関与したもの
- (2) 電子的フォーマットで作成されているもの
- (3) 法令及び本学の規程等に反しないもの

3 全文公表する学術業績は、次の各号を承諾するものとする。

- (1) リポジトリに登録するために複製し、サーバに保存すること
- (2) 保存や利用等を円滑にするため、媒体の変更を行うこと

(3) リポジトリを通して、インターネット上に無償で公表すること

4 本学の学位論文 及び 学内発行雑誌論文の全文は図書館が公表する。

(学術情報の全文の著作権と利用許諾)

第8条 リポジトリに全文を公表する学術業績は、著作権等の諸権利を侵害しないものとする。

2 学術業績の著作権は、公表された後も、著作権者に帰属する。

3 著作権者等からの許諾及び諸権利許諾を明確にするため、本学指定の書類を学長へ提出することとする。

4 学術業績に共著者がいる場合、共著者からの同意を必要とする。

(登録の許可及び審査)

第9条 リポジトリに登録する学術業績は、講座・部門等の許可を得たものとする。また、学位論文は、研究科教授会の審査を経たものとする。

(削 除)

第10条 学長は、次の各号に該当する場合、リポジトリに登録された学術業績を削除することができる。

(1) 登録者が理由を付して削除の申請を行った場合

(2) 公序良俗に反すること、または盗用・剽窃等であることが明らかになった場合

(3) 内容が著しく社会的に不適切と判断した場合

(4) その他、リポジトリ登録に不適切と判断した場合

(免責事項)

第11条 リポジトリに登録された学術業績に関する責任は、登録者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された学術業績を利用することによって発生した利用者または登録者のいかなる損害・不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(所 管)

第12条 リポジトリに関する所管は、図書館とする。

附 則

1. この規程は、平成26年1月6日から施行する。

2. この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

3. この規程の改正日をもって「昭和大学研究業績の編纂に関する規程」(平成24年7月10日施行)、
「昭和大学研究情報データベース運用細則」(平成24年7月10日施行)は廃止する。

4. この規程の改廃は、昭和大学学術業績リポジトリ運営委員会の審議を経て、学部長会の承認を要するものとする。